

# 知財法務の勘所Q&A（第45回）

## 特許審査実務におけるクレーム解釈<sup>1</sup>



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業  
弁護士 出野 智之

**Q1** クレーム解釈において、発明の要旨認定の場面と技術的範囲の画定の場面とでは、明細書等の参照の有無という点で異なる判断がされるのでしょうか。

**A1** 現状においては、発明の要旨認定の場面と技術的範囲の画定の場面とで、明細書等の参照の有無という点に関して基本的にクレーム解釈に差は生じないものと考えられます。

### 第1 異なる場面におけるクレーム解釈の規律

クレームは、特許審査等において特許要件充足性の判断の対象とされ、特許権の効力の範囲を画定する機能を有します。クレーム解釈が問題となる場面としては、主に以下のような場面が想定されます。

問題となる段階：権利取得に至る段階、権利化後に権利の有効性が判断される段階、権利行使の際に被疑侵害製品のクレーム充足性が判断される段階

問題となる手続：特許庁による行政手続、裁判所による侵害訴訟等の手続

このような場面に応じたクレーム解釈の手法は、発明の要旨認定（特許法29条等所定の特許の要件について審査する前提となる特許出願に係る発明の要旨の認定）と、技術的範囲の画定（特許権者が特許発明を独占的に実施し得る範囲の画定）とに区別して論じられてきました。前者はリパーゼ事件判決（最高裁平成3年3月8日第二小法廷判決）によるクレーム解釈として、後者は特許法70条によるクレーム解釈として、それぞれ捉えられます。以下にイメージ図を示しま

1 本稿は、筆者が審査官として特許庁に在籍していた2014年4月に、塩月勉強会（2013年秋に塩月秀平元判事・現弁護士のご厚意により立ち上がった特許庁での勉強会）において、近藤裕之氏（当時審査官・現審査第二部一般機械（制動・機械要素）室長）及び関景輔氏（当時審査官・現一橋大学法学研究科准教授）とともに発表した内容を踏まえて執筆したものです。当該発表において、勉強会関係者の皆様から多大なご示唆をいただいたことに改めて謝意を表します。なお、本稿は、筆者の機械分野での審査の経験から、主に機械分野における発明のクレーム解釈を念頭に置いたものである点にご留意ください。